

(別添)

次の感染症危機に備えた感染症により死亡した者等に関する情報の収集に係る新型コロナウイルス感染症への適用について（実施要綱）

1 収集事項

収集事項は死亡届及び死亡診断書（死体検案書）に記載される事項のうち、以下に掲げるものとする。

<ul style="list-style-type: none">・氏名・生年月日・死亡したとき・死亡したところ・住所	<ul style="list-style-type: none">・死亡したところ及びその種別・死亡の原因・死因の種類・外因死の追加事項・生後1年未満で病死した場合の追加事項・その他特に付言すべきことから・診断（検案）した病院、診療所、介護医療院若しくは介護老人保健施設等の名称及び所在地又は医師の住所及び氏名
--	--

2 収集方法

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第15条第2項の規定に基づき、

- (1) 市町村長（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市にあっては、区長又は総合区長とする。）は、戸籍法（昭和22年法律第224号）による死亡の届書及び死亡診断書（死体検案書）等その他の関係書類に基づいて、1に記載する死亡した者に関する情報を収集し、これを都道府県の設置する保健所の長（地域保健法（昭和22年法律第101号）第5条第1項の政令で定める市又は特別区にあっては、当該市又は特別区の設置する保健所の長）に提出する。
- (2) 保健所の長は、市町村長から提出された死亡者に関する情報を審査し、これを都道府県知事に提出する。
- (3) 都道府県知事は、保健所の長から提出された死亡者に関する情報を審査し、これを厚生労働大臣に提出する。

3 収集期間

令和5年4月1日を収集の始期とする。終期については、新型コロナウイルス感染症に係る一連の感染症対策の終了時期等を踏まえ、改めて通知する。

4 その他特記事項

今回の事務については、地方自治体の負担軽減を図るため、人口動態調査の死亡票の作成及び提出をもってこれに代えることができるものとする。同一の報告を二重に求めない措置を講じることとする。